

DISCLOSURE
みなさまと共に

2023

Contents

1	ごあいさつ	50	農業関連事業
2	JA海部東のプロフィール	51	生活その他事業
2	JA海部東の活動の概要	52	指導事業
11	業務運営の方針	53	自己資本の充実の状況
39	信用事業	54	自己資本の充実度に関する事項
48	共済事業	56	信用リスクに関する事項

J A 綱 領

— わたしたちJAのめざすもの —

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



JAの愛称とJAマーク

第19回全国農協大会の決議を受け、JAグループは1992(平成4)年4月から「農協」に代えて「JA」の愛称を使用するとともに、JAマークを制定しました。

ごあいさつ



海部東農業協同組合
代表理事組合長

大橋 義弘

組合員の皆さまにおかれましては、日頃よりJA事業全般にわたり格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。当JAに対するご理解を一層深めていただくため、「みなさまと共に2023」を作成いたしました。是非ご一読いただければ幸いに存じます。

人々の行動は新型コロナウイルスとの共存にシフトし、社会経済活動の正常化によって景気の持ち直しが進むことが期待されています。その一方でウクライナ情勢の長期化により、食料・エネルギー資源の多くを海外に依存している我が国に潜むリスクも浮き彫りとなり、地域の営農とくらしを守るJAの役割は今後ますます重要視されるものと捉えています。

JAの各事業につきましては、物価上昇や金融政策・社会環境の変化等により収益の減少を余儀なくされており、我々を取り巻く事業環境は先行き不透明感を増しております。

こうした厳しい経営環境が続く中、安定した組合員サービスを維持していくためには、現在のJAの枠組みを超えた経営基盤の強化が必要であるとの判断から、令和4年7月に海部2JA合併推進協議会を設置し、JAあいち海部との合併に向けた本格協議を開始し、令和5年3月7日の臨時(合併)総会において、合併契約等の議案のご承認をいただきました。

令和6年7月1日の合併を前に、将来にわたり地域の営農とくらしを、きめ細やかにサポートできる新JAの体制づくりを進めることで、組合員の皆さまに末永く信頼していただけるよう、役職員一丸となって邁進してまいります。

当JAでは、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けた、収益構造改革や組織再編などの経営改善に取り組む事に加え、地域の食と農を支え、暮らしのプラットフォームとして、地域の皆さまに親しまれ、安心してご利用いただけるJAを目指し、役職員一丸となって取り組んでまいります。

引き続き、皆さまからのご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和5年7月

JA海部東のプロフィール

◇設立	平成7年	◇組合員数	11,267人
◇本店所在地	津島市神守町字中町15	◇役員数	25人
◇出資金	2億2,992万円	◇職員数	136人
◇総資産	2,128億4,862万円		
◇単体自己資本比率	22.41%		

令和5年3月31日現在

JA海部東の活動の概要

経営理念

「地域のため、人のため、未来のために」

経営方針

・経営の革新

新JAにおける経営管理体制の構築やガバナンスの強化を図り、将来にわたり経営の健全性を確保できるよう努めてまいります。また、損益シミュレーションや財務計画の精緻化に基づく計画的な設備投資等、総合力を生かした事業戦略の展開を進めます。

・不断の自己改革の実践と営農支援の強化

地域になくてはならないJAとして、持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じて不断の自己改革に取り組みます。また海部地域が一体となった、担い手づくりやブランド力の強化策等を推進し、生産基盤の維持・拡大に貢献します。

・次代を担う職員の育成

組合員の負託にこたえられる人的資源の強化策として、人事制度の構築と職員の専門的能力・マネジメント能力の開発に取り組みます。あわせて多様な人材と働き方に応じた活力ある職場風土づくりを推進します。

・リスク管理態勢の強化

内部統制システム基本方針に基づき、統括部署による各種法令・業務手順書等に準拠した業務運営が実践されるよう、事務指導體制の強化を図ります。また、事業環境・市場規模等の変化を重要なリスクと捉え、適時適切なモニタリングと迅速な対応体制の強化に努めます。

地域との繋がり

文化的・社会的貢献に関する事項

当JAは、農業や環境の大切さをアピールするため、食農教育の一環として管内小学校の児童を対象にお米作り体験学習教室等を開いています。また、地域へ貢献する活動として、地域の清掃活動や地域行事への参加を行っています。そのほかJA共済の交通安全ポスター、書道コンクール等を開催しています。

利用者ネットワーク化への取り組み

- ・年金受給者を対象に年金受給者友の会を組織。毎年全体で親睦旅行やグラウンドゴルフ本部大会、支部ごとでも親睦旅行、グラウンドゴルフ大会を行い、親睦を深めています。また、高齢者交通安全教室を開いています。
- ・女性部の活動として手芸教室、ガーデニング教室等を継続的に行っています。
- ・助け合い組織「なの花の会」の活動として、ミニデイサービスや老人施設訪問を行っています。

地域密着型金融への取り組み

- ・農業者等へ地域活性化のための融資をはじめとする支援を行っています。
- ・子育て世代や年金受給者世代等への世代に合わせた商品の提供を行っています。
- ・「JAバンク食農教育応援事業」を利用して、教材本の贈呈を管内小学校へ行っています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する取り組み

- ・施設内のこまめな換気
- ・各事業所、支店の出入口に消毒液の設置
- ・イベント等の中止（年金受給者友の会「高齢者交通安全教室」、ゴルフコンペ等）

※令和4年度におきましては、新型コロナウイルスの影響により自粛した活動があります。

農業振興活動

当JAでは、以下のような自己改革への取り組みを行い地域農業振興や農家所得向上へ向けた活動を展開しております。

《安全・安心な農産物づくり》

生産過程における肥料・農薬の種類や使用量を記録する「生産履歴記帳運動」、食品衛生法における残留農薬基準値を厳格に定めた「ポジティブリスト制度」に対応するため、営農担当者による勉強会等を開き、生産者への周知に努めています。

《産地直売・地産地消の取り組み》

常設の農産物直売所「グリーンプラザ」を運営するほか、神守支店・甚目寺支店・大治支店で朝市を開いて地域住民に新鮮な地元農産物を提供し、新規就農者の支援や生産者のやりがいづくりに努めています。

管内の水田で栽培した米（あいちのかおり）をプライベートブランド米「かぶとまい」として供給しています。また、「かぶとまい」を学校給食への寄贈やふるさと納税のお礼品として提供等も行い、地産地消を推進しています。

《農家所得向上へ向けた取り組み》

低コスト資材の情報収集や近隣小売価格調査等を行い、予約販売・JA助成による営農資材価格の低廉化に努めています。また、職員の知識向上を図り、最適な営農指導や営農渉外担当者の農家への訪問活動を行い、農家所得向上へ向けた農業経営指導等を行っています。

《地域農業応援団化への取り組み》

農業応援チケットの発行を行い、各朝市やグリーンプラザの活性化に努めています。また、「ぐりーんめーる」「グリーンパートナー」「あまぐりん」等の広報活動で地域農業のPRを行っています。

事業・商品・サービスのご案内

■信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替等、いわゆる銀行業務を行っています。JA・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結びつき、JA系統金融として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。また、全国のJAで貯金の出し入れをはじめ、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等でも現金の引き出しができるキャッシュサービスの取り扱いをしています。

種類	内容		お預入期間	お預入金額
普通貯金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与、年金等の自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用頂けますのでお財布代わりにお使い下さい。なお、貯金保険制度により、全額保護される普通貯金無利息型（決済用）もご利用いただけます。		出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入残高に応じて利率が適用されます。（個人に限定）			
当座貯金	お支払いに小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくに便利です。			
納税準備貯金	納税期にあわせて納税資金を準備するための貯金です。		預入自由、払出しは納税時のみ	
通知貯金	まとまったお金の短期運用に最適な貯金です。お引出しの場合には、2日以上前にお知らせください。		7日以上	5万円以上
定期貯金	スーパー定期	お預入期間を1ヵ月から10年までラインナップしたベーシックな定期貯金です。お預入期間が3年以上の定額方式で複利型（個人に限定）のものはお利息を半年複利で計算します。	・定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年（1ヵ月超5年未満で満期日を指定する方法もあります）	1円以上
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。		1,000万円以上
	満期フリー定期	据置期間6ヵ月を経過すればいつでも引き出せます。お利息は6ヵ月複利で計算されるので、お預入期間に応じて有利にステップアップします。	最長5年（据置期間6ヵ月）	1円以上、1,000万円未満
	期日指定定期貯金	お預入後1年を経過すればいつでも満期日の指定ができます。お利息は1年複利で計算します。	最長3年（据置期間1年）	1円以上、300万円未満
	変動金利定期貯金	市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更します。	1年、2年、3年	1円以上
積立式定期貯金	エンドレス型	期間を定めずにマイペースで積み立て、将来に備えてまとまった貯金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	自由	
	満期型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）に合わせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	6ヵ月以上10年以下	1円以上 1円単位
	年金型	積み立てた資金を定期的に（年2回、年4回、年6回および年12回）にお受取りになれる年金タイプの定期貯金です。	積立期間12ヵ月以上	
財形貯金	一般財形貯金	ご結婚、海外旅行、マイカー購入等、ご利用目的は自由です。毎月コツコツ、ムリなく積み立てができます。	3年以上（原則として預入日から1年間はお引き出しができません）	
	財形住宅貯金	住宅取得や増改築を目的として積み立てる貯金です。財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税です。	5年以上	1円以上
	財形年金貯金	年金形式で60歳以降に受取をすることを目的として積み立てる貯金です。財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税です。	5年以上 ・受取期間 60歳以降の日から5年以上20年以内	
スーパー積金	目標式	あらかじめ目標額を決め、一定期間掛け込んで、積み立てをします。	1年、2年、3年、4年、5年	1,000円以上 1円単位
	定額式	一定金額を毎回積み立て、満期日にまとまった金額を受けとれます。		
	満期分散式	契約期間中に1年ごとに満期が到来し、積立期間に応じて段階的に受け取れます。		

種類	内容
子育て応援定期積金 (ファミリー積金(ほほえみ))・ 子育て応援定期貯金 (ファミリー定期(ほほえみ))	ご契約時点で18歳未満のお子さま(出生予定のお子さまも含みます)がいらっしゃるご両親または扶養者の方を対象とした子育てを応援する定期積金・定期貯金です。
年金受給者向け定期積金 (JAゆうゆう定積)	JAで年金のお受け取りをご指定いただいている方を対象とした定期積金です。
相続定期貯金 (相続子相続愛)	金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただけるお客さまを対象にスーパー定期貯金・大口定期貯金の店頭表示金利に金利を上乗せさせていただき定期貯金です。
総合口座	給与・年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いに便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金(自動継続扱い)とが1冊の通帳で利用でき、万が一のときに便利な自動ご融資がセットされた口座です。 自動ご融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の90%以内で最高200万円まで自動的にご利用いただけます。

●為替業務

JAバンクは、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、JAの本支店をとおして全国のどの金融機関へでも安全・迅速・確実に振込、送金等ができる為替の取り扱いをしています。

●自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金等の自動受取りサービスや、電気・電話・ガス等の公共料金、新聞代金等の自動支払サービスのほか、JAカード等のクレジットカードの会員・加盟店のお申込みの取り次ぎをしています。

また、事業主の皆さまのために、給与振込サービス、口座振込サービス、自動集金サービス等の取り扱いをしています。

種類	内容
為替	全国のJAはもちろんのこと、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等へも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、たいへん便利です。
国債	国債は、国が発行する債券です。利息と元金はご指定の貯金口座へ自動的に振り込まれますのでたいへん便利で安全です。
自動受取サービス	給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元金、株式配当金等をJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にのお受け取りになります。
自動支払サービス	公共料金、税金、学校授業料、JAカード利用代金等をJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にのお支払いになります。お支払いの手間が省けてたいへん便利です。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みいたします。お子さまへの仕送りや家賃、駐車料金等の振り込みにたいへん便利です。
公金納付サービス	県民税、事業税、自動車税、不動産取得税等の県公金、市町村民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税等の市町村公金の納付の取り扱いをいたします。このほかに、法人税、所得税等の国税・歳入金の取り扱いもいたします。
JAキャッシュサービス	JAでは、偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載して安全性を強化したICキャッシュカードをお勤めしております。JAのキャッシュカード1枚で、県下はもちろん全国のJAキャッシュコーナーで現金のお引出し、残高照会がご利用いただけます。ATM(現金自動取引機)では貯金の預入れもご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等のキャッシュコーナーでも現金のお引出し、残高照会ができます。
JAカード	JAカードの会員入会や加盟店の取り次ぎもいたします。また、ETC(有料道路自動料金収受システム)カードの取り次ぎもいたします。
給与振込サービス	毎月お支払いの給与・賞与を従業員の皆さまがご指定されるJAをはじめとする金融機関の貯金口座へ振り込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
口座振込サービス	継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費等の支払金をご指定お取引先の貯金口座へ振り込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃賃料、会費等を支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
マイ家計簿サービス	毎月1回、ご指定の日に1ヵ月間のお預かり金額、お支払い金額の合計とその差額を自動的に集計し、通帳に表示します。個人のお客さまで「総合口座通帳」「普通貯金通帳」をお持ちの方なら、どなたでもお申し込みいただけます。
JAネットバンク	ご自宅からでも外出先からでも、パソコンまたは携帯電話により、リアルタイムで残高照会、取引照会、さらには振込・振替・ペイジー(税金・各種料金払込サービス)等の各種サービスが簡単、便利にご利用いただけます。また、一部の定期貯金取引や住宅ローン、マイカーローン等の残高照会、一部繰上返済もご利用いただけます。
法人JAネットバンク	オフィスで、インターネットを利用できるパソコンを利用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替・ペイジー(税金・各種料金払込サービス)、さらにはデータ伝送による総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の各種サービスが簡単、便利にご利用できます。お取引時の認証方法の強化のために、パソコンとは別にスマートフォンが必要です。
JAバンクアプリ	JAバンクの口座残高や入出金明細をスマートフォンで確認することができます。JAバンクのキャッシュカードがあれば初期登録のみで利用可能です。
iDeCoの窓口販売	個人型確定拠出年金の受付金融機関として、iDeCoの窓口販売を行います。iDeCoは老後の資金をご自分で積み立て、ご自分で運用して貯める私的年金の一つです。

●融資業務

組合員への融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや農業者・事業主の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業等へもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、国民生活金融公庫等のお申し込みの取り次ぎも行っています。

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証	
住宅資金	住宅ローン	住宅の新築・購入(中古住宅・分譲マンションを含む)や住宅用の土地購入・増改築・借換等に必要資金	10,000万円以内	最長40年以内	元金均等返済または元利均等返済(いずれも年2回のボーナス時の増額返済との併用可能)	【担保】 ご融資対象物件である土地および建物に原則第1順位の抵当権を設定登記 【保証】 (一社)愛知県農協信用保証センターの保証または連帯保証人
	住宅ローン(借換応援型)	他金融機関から住宅資金借入金の借換資金とそれに伴う諸費用		最長40年以内		
	リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修資金、住宅に付帯する施設の取得資金	1,000万円以内	15年以内		【保証】 (一社)愛知県農協信用保証センターの保証または連帯保証人
生活資金	教育ローン	入学金、授業料、下宿代等就学に必要な資金	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済(いずれも年2回のボーナス時の増額返済との併用可能)	【保証】 (一社)愛知県農協信用保証センターの保証
	マイカーローン	自動車の購入や修理・車検等に必要な資金	1,000万円以内	10年以内		
	多目的ローン	暮らしに必要とする一切の資金	500万円以内	10年以内		
	ワイドカードローン50・300	暮らしに必要とする一切の資金	50万円以内 300万円以内	1年	毎月払いの約定返済	
事業資金	賃貸住宅	賃貸住宅の建設、増改築等に必要な資金	100万円以上 4億円以内	35年以内	元金均等返済または元利均等返済	【担保】 事業用不動産、賃貸住宅等を担保 【保証】 (一社)愛知県農協信用保証センターの保証または連帯保証人
農業資金	農業近代化資金	農業経営に必要な設備施設資金等	【個人】 1,800万円以内 【法人】 2億円以内	資金の種類により 15年以内	元金均等返済	原則として 愛知県農業信用基金協会の保証
	農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	農業経営に必要な運転資金(認定農業者の方)	【個人】 500万円以内(一般経営) 2,000万円以内(畜産・施設経営) 【法人】 2,000万円以内(一般経営) 8,000万円以内(畜産・施設経営)	1年以内	随時返済	
	農業経営ローン	農業経営に必要な運転資金	3,000万円以内			
	担い手応援ローン	【個人】 農業生産に直結する運転資金 【法人】 農業経営に必要な運転資金	1,000万円以内	1年以内	元金均等返済または期日一括返済	
	アグリマイティー資金	生産・担い手資金、加工・流通・販売資金、地域活性化・地域振興資金	所要資金の範囲内	長期資金は原則10年以内 対象事業に応じて最長20年	元金均等返済または元利均等返済	
				短期運転資金 1年以内	原則として期日一括返済	
	農機ハウスローン	農業経営に必要な設備施設資金	1,800万円以内	10年以内	元金均等返済または元利均等返済	
	新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金	1,000万円以内	【長期資金】 17年以内 【短期資金】 1年以内	【長期資金】 元金均等返済または元利均等返済 【短期資金】 期日一括返済	

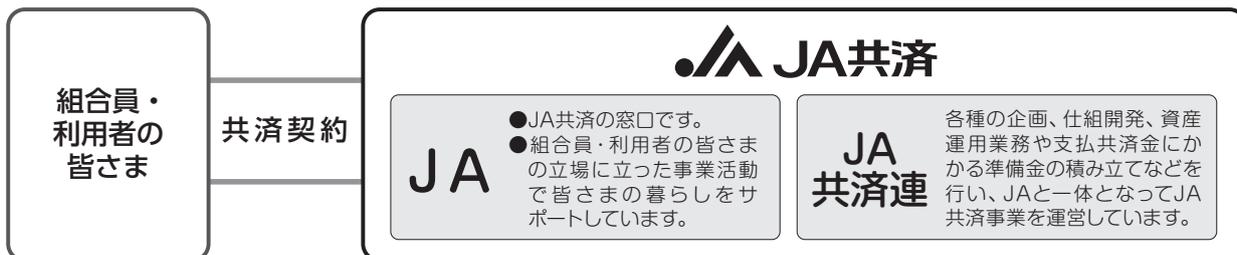
■ 共済事業

共済事業は、病気や災害に備えて組合員が共同して保障し合い、損害の回復、農業経営と生活の安定を目指そうというものです。JAの共済事業が一般の保険会社と異なる点は、組合員とその家族の保障が主流であること、そして、その共済資金の一部が組合員の生活福祉を向上させるための諸活動や交通安全運動にも役立っています。

また、多様化するライフサイクルのニーズに確実に応えるため、高度な専門知識を兼ね備えたライフアドバイザー（LA）を配置し、現在、当JAにおいて18名のLAが、皆さまの要望に対応しています。

組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

JA共済は、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしており、一体的な運営を行うことで、組合員・利用者の皆さまに安心をお届けしています。



万全な経営状況

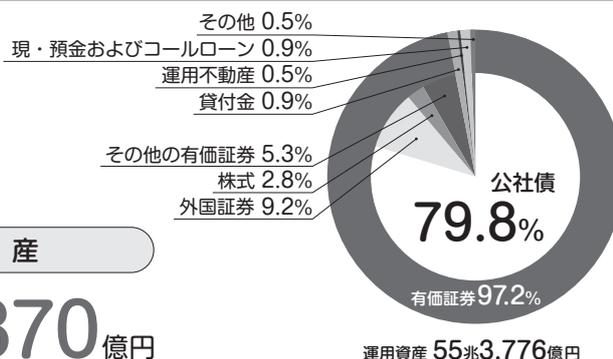
JA共済は、健全な資産運用を行うとともに、大規模自然災害などのリスクに確実に備えるため、異常危険準備金の積み立てや再保険などによって、十分な支払財源の確保に努めており、万全な財務状況が確保されています。

健全な資産運用を行っています。

総資産のうち、55兆円以上の運用資産について、安定的な収益を確保できる国債などの公社債を主体に、安全・確実な運用を行っています。

総資産

57兆6,870億円



大規模自然災害などに対し万全な備えを行っています。

異常危険準備金(建物更生共済)

2兆197億円

再保険

共済金支払責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を図っています。

支払余力は十分な水準となっています。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(大規模自然災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

1,095.4%

※JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令などの対象となります。

「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、皆さまを一生涯サポートします。



※他にも「一時払終身共済(平28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。
 ※ご加入いただける年齢は、各共済によって異なります。

■経済事業

農家が作った農産物を、農家にかわり販売する。組合員の営農に必要な資材や物資を農家に届ける。このようなJAの活動を「JAの経済事業」といいます。JAではこの経済事業を、農家中心に考え、農家が「売る」ことを販売事業、「買う」ことを購買事業と呼んでいます。

●販売事業

販売事業は、農家の収入となる農産物の価格が、おもに卸売市場での需要と供給の関係によって決まります。しかし、農産物は季節的生産であるうえ、天候に左右されやすく、貯蔵のきかないものも多くあります。また、外国からの輸入量の増加等により、供給量を調節できず、価格は不安定になりがちです。この不安定な農産物価格を安定させ、消費者ニーズをふまえた計画的な生産・出荷をしています。

●購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業です。計画的な購入によって、安定的に供給することを目的としています。また、産直施設「グリーンプラザ」を中心として、地産地消の普及を図り、地域社会への貢献に努めています。

●資産管理事業

資産管理事業は、組合員の高齢化・後継者不足や土地に対する保有税の増大に伴い、農地の維持管理が困難になっていることから、住宅建設等の土地活用を図りながら組合員の生活基盤を守る必要があります。資産管理事業は、優良農地を確保しつつ、組合員の農地等資産の管理、有効活用または状況に応じて売却の指導、支援を行う事業です。

●指導事業

指導事業は、営農指導と生活指導に大別され、組合員の営農や生活がより効果的に行われることを目的としています。直接利益を生み出す事業ではありませんが、販売、購買、信用、共済の要として行っています。

○営農指導

営農指導は、組合員の営農を指導し、その改善と地域における総合的な農業生産力の維持・向上を図っていく重要な事業です。JAの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、地域の農用地を有効に利用するための仕組みづくり等を通じ、足腰の強い農業経営が確立されるよう働きかけ、地域社会の活性化に貢献する農業の展開を目指しています。

○生活指導

生活指導は、組合員農家の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善と向上を図っていく重要な仕事です。その範囲は消費、健康、文化等きわめて広く活力ある地域社会づくりに取り組んでいます。

■厚生事業

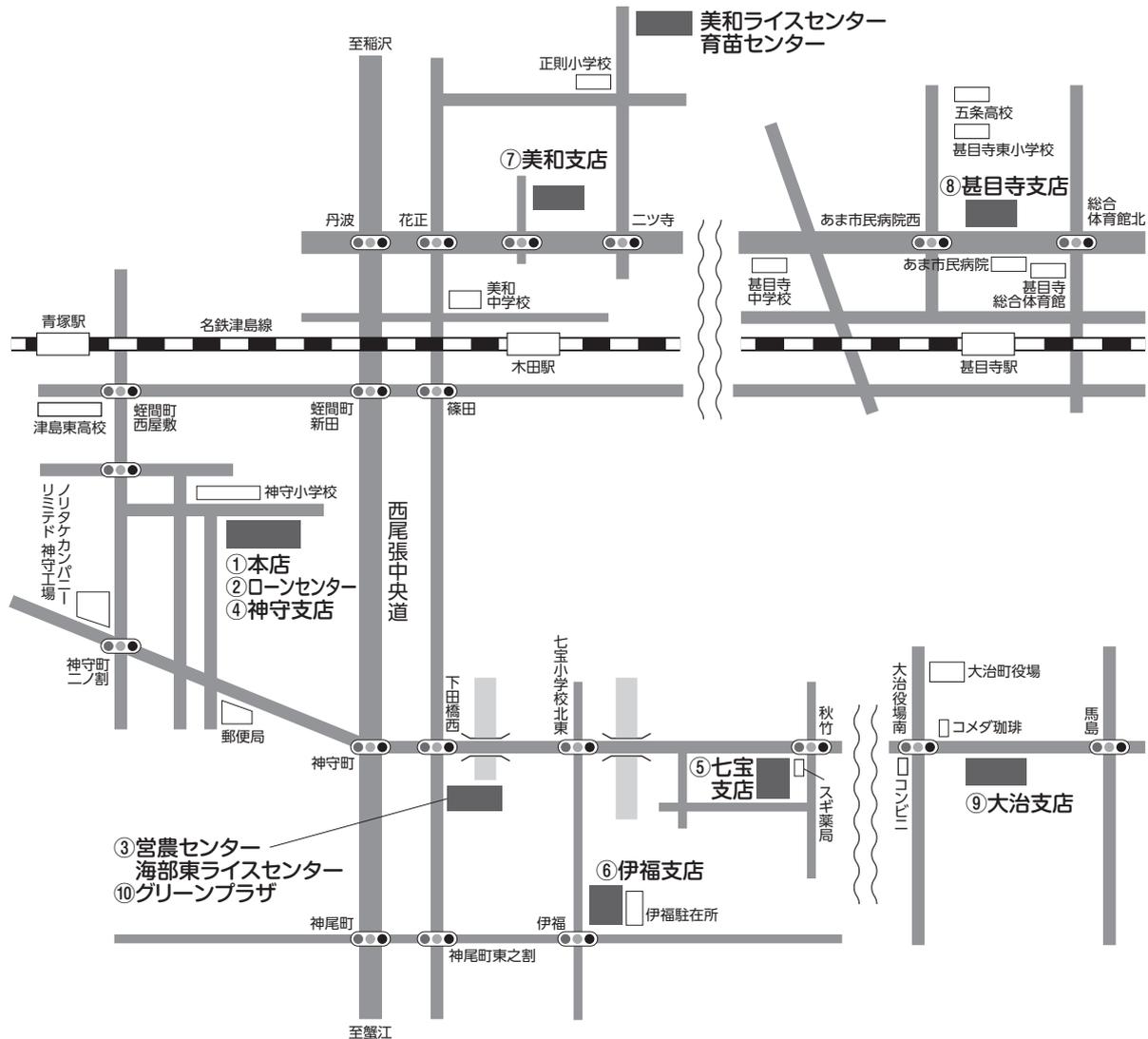
厚生事業は、JAによる医療・保険事業のことです。農作業や高齢化による疾病といった、農村特有の健康問題に対する予防活動をはじめ、健康診断や健康・体力づくり促進のための健康教室等、組合員とその家族、地域に住む人々の健康維持・増進活動を行っています。

店舗網

店舗一覧

(令和5年3月31日現在)

店舗名	所在地	電話番号	ATM設置台数
① 本店	津島市神守町字中町15	0567-23-7311	—
② ローンセンター	津島市神守町字中町15	0567-23-7312	—
③ 営農センター	津島市莪原町字郷東47	0567-23-7322	—
④ 神守支店	津島市神守町字中町15	0567-24-2121	1台
⑤ 七宝支店	あま市七宝町桂河原22	052-444-2621	1台
⑥ 伊福支店	あま市七宝町伊福参之割32-1	052-441-0121	1台
⑦ 美和支店	あま市花正長島8-1	052-444-1721	1台
⑧ 甚目寺支店	あま市西今宿八反田68	052-444-0046	1台
⑨ 大治支店	大治町大字馬島字大道西240-1	052-444-2521	2台
⑩ グリーンプラザ (農産物直売所)	津島市莪原町字郷東48-1	0567-23-7380	—



業務運営の方針

経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青壮年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債の総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとと

もに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクおよび、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・店内検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

法令遵守の体制

当JAは、各種の法律や規制に従い、適正な業務を行うための体制を整備し全職員に周知徹底することを経営の最重要課題としております。倫理観の高い組織風土を醸成するため、「倫理綱領」を作成するほか、コンプライアンス（法令等遵守）にかかる「規程」や「マニュアル」を制定し、これに基づいて随時、内部研修を実施するほか、連合会等による会議、研修にも積極的に参加して役職員への周知に努めています。

また、総務部をコンプライアンス統括部署とし、部署長等で構成するコンプライアンス委員会を設置。コンプライアンスプログラム（法令等遵守実践計画）に従って定期的に委員会を開催し、研修等の実施状況の把握や意見交換等を行い、コンプライアンス態勢の向上に努めています。

海部東農業協同組合個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい（保護法第2条第1項、第2項）、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報をいい（番号利用法2条第8項）、以下も同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いについて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報については、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
6. 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）および匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 当組合は、保有個人データ等について、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、当組合が、本人またはその代理人から求められる開示、内容訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいいます（保護法第16条第4項）。
9. 当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

倫理綱領

(基本)

1. JAIに負託された責任と使命を認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて、その責任を全うする。

(JAの基本的責任と使命)

2. 良質な商品・サービスの提供を通じて、組合員・利用者のニーズを充足する。

(社会的責任と公共的使命)

3. 農業・環境・金融・福祉等への取り組みを通じて、地域社会に貢献する。

(組合員等とのコミュニケーション)

4. 経営情報の積極的な開示をはじめとして、組合員・地域社会とのコミュニケーションを図る。

(倫理観の高い組織風土の構築)

5. 誠実、他人への配慮、責任を信条とした倫理観の高い組織風土を構築する。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容などの重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

令和4年4月1日
海部東農業協同組合

金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

<当JAの相談・苦情等受付窓口>

◇信用事業

- | | | | |
|---------|--------------|--------|--------------|
| ・本店 金融部 | 0567-23-7311 | | |
| ・神守支店 | 0567-24-2121 | ・美和支店 | 052-444-1721 |
| ・七宝支店 | 052-444-2621 | ・甚目寺支店 | 052-444-0046 |
| ・伊福支店 | 052-441-0121 | ・大治支店 | 052-444-2521 |
- 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当JAの窓口へお申出ください。なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

- ・JAバンク相談所（（一社）JAバンク・JFマリンバンク相談所）
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

◇共済事業

- | | | | |
|---------|--------------|--------|--------------|
| ・本店 共済部 | 0567-23-7311 | ・美和支店 | 052-444-1721 |
| ・神守支店 | 0567-24-2121 | ・甚目寺支店 | 052-444-0046 |
| ・七宝支店 | 052-444-2621 | ・大治支店 | 052-444-2521 |
- 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当JAの窓口へお申出ください。なお、JA共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

- ・JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）
電話番号：0120-536-093
受付時間：午前9時～午後6時（月曜日～金曜日）
午前9時～午後5時（土曜日）
※日・祝日および12月29日～1月3日は休業日

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業

- 愛知県弁護士会紛争解決センター
電話番号：052-203-1777
受付時間：午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話番号:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

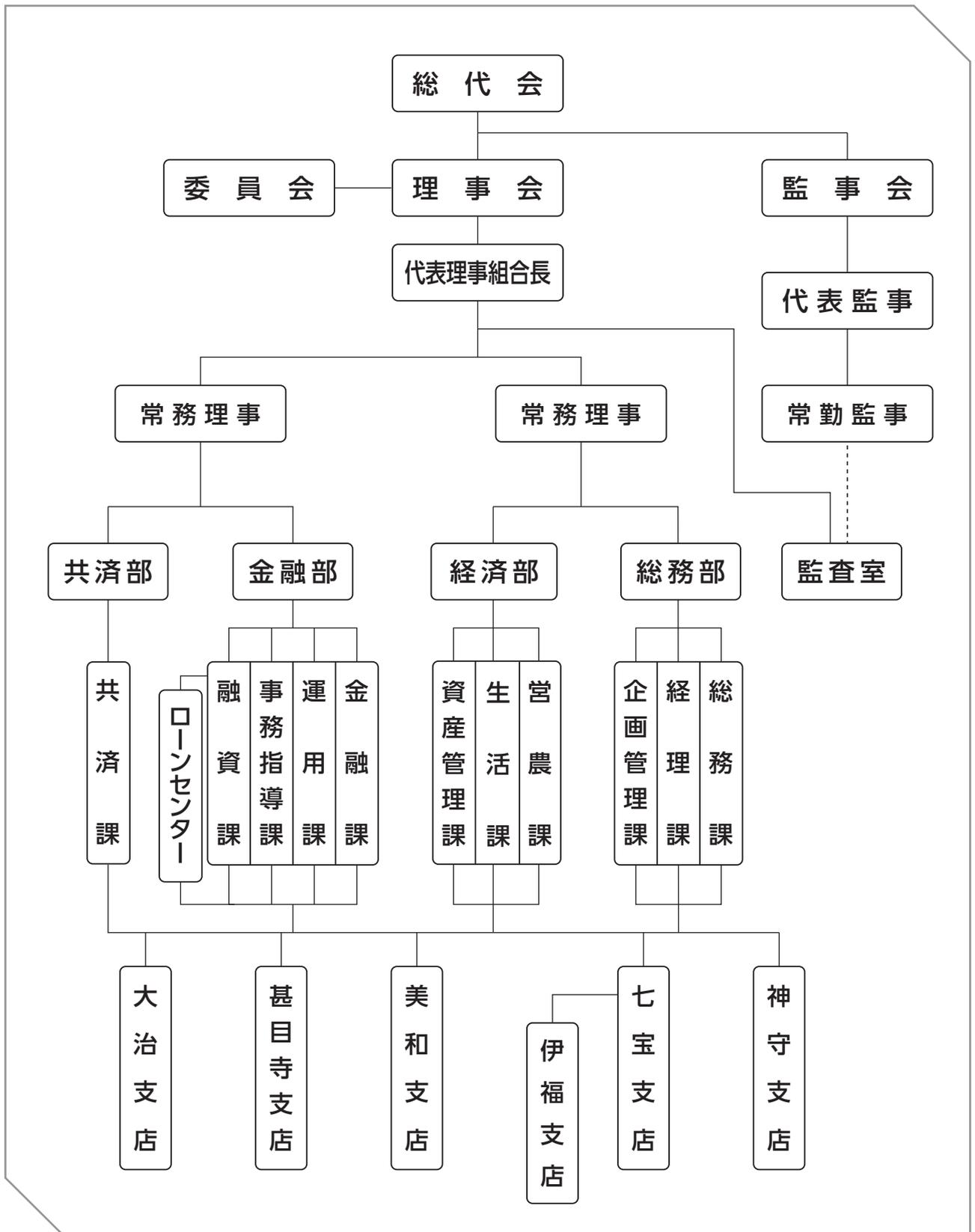
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店等を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および常勤監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、常勤監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。



(令和5年3月31日現在)

役員

代表理事組合長	大橋 義弘
常務理事	伊藤 一幸 (総務・経済事業担当)
常務理事	横井 之夫 (金融・共済事業担当)
理事	鈴木 良法 (総務委員長)
理事	太田 昌史 (金融・共済委員長)
理事	安井 久典 (経済委員長)
理事	稻垣 正貴
理事	飛田 勝
理事	毛利 元保
理事	青木 裕幹
理事	林 睦人
理事	片岡 基
理事	飯田 勝
理事	田中 幸正
理事	小原 玲子
理事	吉田 喜三夫
理事	立松 晴美
理事	玉谷 菜穂子
理事	山田 恵子

代表監事	久保田 幹夫
常勤監事	早川 精彦
監事	松永 守雄 (員外監事)
監事	室田 義隆
監事	佐藤 弘子
監事	山田 昇一

(令和5年6月24日現在)

職員数

一般職員	123人
営農指導員	13人

(令和5年3月31日現在)

事業の概況

指導事業につきましては、農地中間管理事業による作業の効率化を進め、新たに19.5haの利用権設定を行いました。

購買事業につきましては、営農渉外担当者の農家世帯への訪問活動を継続し、購買品供給総取扱高は5億5千3百万円となりました。

販売事業につきましては、管内で収穫された「あいちのかおり」をプライベートブランド米『かぶとまい』として小中学校への寄贈を行い認知度向上に努めました。また、ふるさと納税の取り扱い等、行政と連携した取り組みを進め、販売品販売総取扱高は3億8千5百万円となりました。

信用事業につきましては、金融渉外や窓口の推進活動等により顧客獲得へ努め、年金振込で376件、JAネットバンクで1,000件の新規獲得を達成することができました。融資残高につきましては、ローン相談会の実施や建築業者への営業活動等により6億3百万円の増加を達成し、335億6千4百万円となりました。

共済事業につきましては、3Q訪問活動による保障点検の実施や顧客ニーズに応じた提案型営業により長期共済の新規契約高は218億8千9百万円の実績をあげることができました。

おかげさまで各事業の総利益は19億1千3百万円、計画対比は104.6%の実績をあげることができました。

当JAとJAあいち海部は、令和5年3月7日の各JAにおける臨時総会において合併の承認がされ、令和5年4月28日に令和6年7月1日を合併期日とする合併契約を締結しました。

ここに令和4年度の事業活動の成果を報告させていただきます。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、22.41%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	海部東農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	229百万円(前年度231百万円)

(注) 回転出資による資本調達はありません。

(令和5年3月31日現在)

当JAは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

貸借対照表

令和3年度 令和4年3月31日現在
 令和4年度 令和5年3月31日現在

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	209,789,652	204,400,362	1. 信用事業負債	201,176,892	196,192,609
(1) 現金	407,001	490,685	(1) 貯金	189,627,172	188,573,712
(2) 預金	162,974,269	154,549,288	(2) 借入金	11,114,142	7,111,785
系統預金	162,974,269	154,549,288	(3) その他の信用事業負債	435,577	507,110
(3) 有価証券	12,553,290	14,955,366	未払費用	38,128	38,592
国債	6,450,570	7,351,196	その他の負債	397,449	468,517
地方債	322,400	314,390	2. 共済事業負債	489,010	462,077
政府保証債	333,870	320,100	(1) 共済資金	250,511	221,622
社債	5,446,450	6,762,480	(2) 未経過共済付加収入	237,669	239,868
受益証券	—	207,200	(3) 共済未払費用	825	579
(4) 貸出金	32,960,844	33,564,490	(4) その他の共済事業負債	3	7
(5) その他の信用事業資産	983,173	930,846	3. 経済事業負債	81,263	87,617
未収収益	956,778	906,067	(1) 経済事業未払金	39,873	42,764
その他の資産	26,395	24,778	(2) 経済受託債務	40,750	44,225
(6) 貸倒引当金	△ 88,927	△ 90,315	(3) その他の経済事業負債	640	628
2. 共済事業資産	9,146	1,326	4. 雑負債	216,311	192,944
(1) その他の共済事業資産	9,146	1,326	(1) 未払法人税等	135,829	128,366
3. 経済事業資産	179,762	210,210	(2) その他の負債	80,481	64,578
(1) 経済事業未収金	82,291	106,661	5. 諸引当金	573,956	585,685
(2) 経済受託債権	42,483	45,868	(1) 賞与引当金	54,873	53,885
(3) 棚卸資産	55,221	57,923	(2) 退職給付引当金	375,430	396,458
購入品	49,076	54,194	(3) 役員退職慰労引当金	25,839	31,513
販売品	6,130	3,717	(4) 特例業務負担金引当金	117,813	103,828
その他の棚卸資産	14	12	負債の部合計	202,537,435	197,520,934
(4) 貸倒引当金	△ 233	△ 244	(純資産の部)		
4. 雑資産	154,709	141,757	1. 組合員資本	15,472,106	15,887,666
5. 固定資産	1,519,810	1,500,260	(1) 出資金	231,621	229,929
(1) 有形固定資産	1,510,375	1,491,823	(2) 利益剰余金	15,240,947	15,658,055
建物	2,034,713	2,035,808	利益準備金	935,618	935,618
機械装置	705,752	704,242	その他利益剰余金	14,305,329	14,722,437
土地	475,259	475,259	特別積立金	10,166,118	10,166,118
リース資産	35,152	35,152	施設整備等積立金	1,400,000	1,600,000
その他の有形固定資産	364,403	365,889	リスク対策積立金	1,200,000	1,400,000
減価償却累計額	△ 2,104,904	△ 2,124,528	組合員・地域貢献活動積立金	80,000	100,000
(2) 無形固定資産	9,435	8,437	農業農村振興基金	200,000	200,000
6. 外部出資	6,180,855	6,414,755	研究開発基金	400,000	400,000
(1) 系統出資	6,174,045	6,407,945	税効果調整積立金	177,187	177,187
(2) 系統外出資	6,810	6,810	当期末処分剰余金	682,024	679,132
7. 繰延税金資産	176,747	179,951	(うち当期剰余金)	(455,802)	(428,601)
			(3) 処分未済持分	△ 463	△ 318
			2. 評価・換算差額等	1,142	△559,976
			(1) その他有価証券評価差額金	1,142	△559,976
			純資産の部合計	15,473,248	15,327,690
資産の部合計	218,010,684	212,848,624	負債及び純資産の部合計	218,010,684	212,848,624

損 益 計 算 書

令和3年度 令和3年4月1日から令和4年3月31日
 令和4年度 令和4年4月1日から令和5年3月31日

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	1,939,194	1,913,529	(9) 保管事業収益	5,221	6,422
事業収益	2,421,018	2,405,551	(10) 保管事業費用	—	—
事業費用	481,823	492,021	保管事業総利益	5,221	6,422
(1) 信用事業収益	1,404,239	1,449,768	(11) 利用事業収益	75,379	71,517
資金運用収益	1,359,415	1,367,361	(12) 利用事業費用	25,829	29,364
(うち預金利息)	(927,985)	(870,785)	利用事業総利益	49,549	42,152
(うち有価証券利息)	(80,396)	(102,470)	(13) 宅地等供給事業収益	18,374	23,182
(うち貸出金利息)	(300,411)	(298,465)	(14) 宅地等供給事業費用	7,346	7,295
(うちその他受入利息)	(50,622)	(95,639)	宅地等供給事業総利益	11,028	15,887
役務取引等収益	33,297	31,554	(15) 指導事業収入	15,293	15,451
その他経常収益	11,526	50,852	(16) 指導事業支出	25,733	26,161
(2) 信用事業費用	113,224	127,714	指導事業収支差額	△ 10,439	△ 10,709
資金調達費用	46,186	36,244	2. 事業管理費	1,438,019	1,448,577
(うち貯金利息)	(42,428)	(33,921)	(1) 人件費	1,073,944	1,070,947
(うち給付補填金繰入)	(662)	(175)	(2) 業務費	143,813	144,936
(うち借入金利息)	(1)	—	(3) 諸税負担金	40,525	41,328
(うちその他支払利息)	(3,093)	(2,148)	(4) 施設費	178,035	190,267
役務取引等費用	12,908	13,097	(5) その他事業管理費	1,701	1,098
その他経常費用	54,129	78,372	事業利益	501,175	464,951
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(1,388)	3. 事業外収益	112,710	113,131
(うち貸倒引当金戻入益)	(△25,162)	—	(1) 受取雑利息	2	30
信用事業総利益	1,291,014	1,322,054	(2) 受取出資配当金	97,738	99,333
(3) 共済事業収益	507,583	446,852	(3) 貸貸料	3,236	3,387
共済付加収入	475,310	425,606	(4) 雑収入	11,733	10,380
その他の収益	32,273	21,246	4. 事業外費用	483	2,679
(4) 共済事業費用	14,245	13,044	(1) 寄付金	437	414
共済推進費	6,763	4,746	(2) 雑損失	45	2,264
共済保全費	7,480	7,660	(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(0)
その他の費用	2	637	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(—)
共済事業総利益	493,337	433,808	経常利益	613,402	575,404
(5) 購買事業収益	345,875	346,244	5. 特別損失	428	829
購買品供給高	301,938	306,888	(1) 固定資産処分損	428	829
購買手数料	29,838	30,025	税引前当期利益	612,974	574,575
その他の収益	14,099	9,330	法人税・住民税及び事業税	155,850	148,737
(6) 購買事業費用	274,660	270,571	法人税等調整額	1,321	△ 2,763
購買品供給原価	263,552	262,215	法人税等合計	157,172	145,973
購買品供給費	2,946	3,774	当期剰余金	455,802	428,601
その他の費用	8,161	4,581	当期首繰越剰余金	224,900	250,530
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(52)	税効果調整積立金取崩額	1,321	—
(うち貸倒引当金戻入益)	(△48)	—	当期末処分剰余金	682,024	679,132
(うち貸倒損失)	—	(5)			
購買事業総利益	71,214	75,672			
(7) 販売事業収益	49,323	46,392			
販売品販売高	24,573	21,751			
販売手数料	20,553	21,079			
その他の収益	4,196	3,561			
(8) 販売事業費用	21,053	18,151			
販売品販売原価	18,963	16,741			
その他の費用	2,090	1,410			
(うち貸倒引当金繰入額)	(3)	(2)			
販売事業総利益	28,269	28,240			

注 記 表

令和3年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・その他有価証券

時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品(店舗在庫)……売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・購買品(店舗在庫以外)……移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・ 建 物 8年～50年
- ・ 機械装置 3年～15年

②無形固定資産：定額法によっています。

なお、借地に係る造成費等は、残存価額を「0」として、見込借地期間で均等償却しています。

③リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を「0」とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破

令和4年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・その他有価証券

時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品(店舗在庫)……売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・購買品(店舗在庫以外)……移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・ 建 物 8年～50年
- ・ 機械装置 3年～8年

②無形固定資産

定額法によっています。

なお、借地に係る造成費等は、残存価額を「0」として、見込借地期間で均等償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を「0」とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破

令和3年度

綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

令和4年度

綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、企画管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

令和3年度

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農産物の販売を受託し、当JAが集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当JAは利用者等との契約に基づき、農産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組合員が生産した農産物を業者等に販売する取引であり、当JAは農産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。また、農作業受委託は、組合員より農作業を受託し、オペレーターへ農作業を委託する事業であり、利用者等との契約に基づき、農作業を仲介する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、オペレーターが農作業を完了した時点において充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。

エ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、売買処理をしています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当

令和4年度

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農産物の販売を受託し、当JAが集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当JAは利用者等との契約に基づき、農産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組合員が生産した農産物を業者等に販売する取引であり、当JAは農産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。また、農作業受委託は、組合員より農作業を受託し、オペレーターへ農作業を委託する事業であり、利用者等との契約に基づき、農作業を仲介する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、オペレーターが農作業を完了した時点において充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。

エ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当

令和3年度

期の費用に計上しています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

② 収益の計上時期の変更

ア LPガス事業

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積り

令和4年度

期の費用に計上しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

令和3年度

認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の購買事業収益が231,205千円、購買事業費用が231,205千円、農作業受委託収益25,437千円、農作業受委託費用25,437千円減少しています。なお、その他の計算書類への影響は軽微です。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

当JAは、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

- ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金: 73,748千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
貸出金等の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額: 176,747千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし

令和4年度

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

- ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金: 75,629千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
貸出金等の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額: 179,951千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし

令和3年度

計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は561,437千円であり、その内訳は次のとおりです。

建 物 198,671千円 機械装置 241,194千円
器具備品 5,818千円 土 地 115,752千円

(2) 担保に供している資産等

宅地建物取引業法の規定による営業保証金等差入保証に供している有価証券が15,460千円あります。

(3) 貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科 目 貸借対照表計上額
国 債 6,237,160千円
合 計 6,237,160千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

- 理事及び監事に対する金銭債権の総額 60,645千円
- 理事及び監事に対する金銭債務の総額 — 千円

(5) リスク管理債権の状況

(単位:千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危 険 債 権	37,676
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	37,676

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、

令和4年度

計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は533,572千円であり、その内訳は次のとおりです。

建 物 198,671千円 機械装置 213,329千円
器具備品 5,818千円 土 地 115,752千円

(2) 担保に供している資産

宅地建物取引業法の規定による営業保証金等差入保証に供している有価証券が15,466千円あります。

(3) 貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科 目 貸借対照表計上額
国 債 6,550,220千円
合 計 6,550,220千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

- 理事及び監事に対する金銭債権の総額 62,733千円
- 理事及び監事に対する金銭債務の総額 — 千円

(5) 農協法等開示債権の状況

(単位:千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危 険 債 権	58,895
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	58,895

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、

令和3年度

契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記1及び2の債権を除きます。）
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記1、2の債権及び3の貸出金を除きます。）
5. リスク管理債権については、担保・保証及び貸倒引当金によって保全されています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、

令和4年度

契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記1及び2の債権を除きます。）
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記1、2の債権及び3の貸出金を除きます。）
5. なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券、投資信託による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、

令和3年度

収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が141,273千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

令和4年度

収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当JAで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が155,303千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

令和3年度

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	162,974,269	162,976,124	1,855
有 価 証 券	12,553,290	12,553,290	—
その他有価証券	12,553,290	12,553,290	—
貸 出 金	32,960,844		
貸倒引当金(注)	△88,927		
貸倒引当金控除後	32,871,916	33,580,867	708,950
資産計	208,399,476	209,110,282	710,805
貯 金	189,627,172	189,629,663	2,491
借 入 金	11,114,142	11,105,796	△8,346
負債計	200,741,314	200,735,459	△5,855

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行

令和4年度

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 差 額

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	154,549,288	154,527,276	△22,012
有 価 証 券	14,955,366	14,955,366	—
その他有価証券	14,955,366	14,955,366	—
貸 出 金	33,564,490		
貸倒引当金(注)	90,315		
貸倒引当金控除後	33,474,174	33,883,619	409,444
資産計	202,978,830	203,366,262	387,432
貯 金	188,573,712	188,518,504	△55,208
借 入 金	7,111,785	7,102,020	△9,765
負債計	195,685,498	195,620,525	△64,973

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

非上場投資信託は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行

令和3年度

後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注)	6,180,855
合計	6,180,855

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

令和4年度

後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,414,755
合計	6,414,755

令和3年度

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	162,974,269	-	-	-	-	-
有価証券 その他 有価証券の うち満期 のあるもの	-	15,450	700,000	300,000	200,000	11,300,000
貸出金 (注1,2)	1,960,888	1,817,530	1,585,026	1,520,879	1,448,226	24,627,013
合 計	164,935,157	1,832,980	2,285,026	1,820,879	1,648,226	35,927,013

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)99,146千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件1,280千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	163,215,381	14,220,483	7,622,974	4,331,489	152,798	84,045
借 入 金	4,002,357	3,202,357	2,102,357	1,802,357	2,357	2,357
合 計	167,217,738	17,422,840	9,725,332	6,133,846	155,155	86,402

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、評価差額1,581千円から繰延税金負債439千円を差し引いた額1,142千円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	2,498,790	2,344,012	154,778
	地方債	322,400	300,000	22,400
	政府保証債	333,870	300,044	33,825
	社 債	1,927,000	1,899,940	27,059
	小 計	5,082,060	4,843,997	238,063
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	3,951,780	4,104,305	△152,525
	社 債	3,519,450	3,603,406	△83,956
	小 計	7,471,230	7,707,711	△236,481
合 計	12,553,290	12,551,708	1,581	

令和4年度

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	154,249,288	300,000	-	-	-	-
有価証券 その他 有価証券の うち満期 のあるもの	15,450	1,000,000	500,000	200,000	600,000	13,207,200
貸出金 (注)	1,991,385	1,672,253	1,608,337	1,535,744	1,485,714	25,271,053
合 計	156,256,124	2,972,253	2,108,337	1,735,744	2,085,714	38,478,253

(注) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)97,537千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

⑤借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	168,191,143	8,181,740	11,502,703	130,462	511,804	55,858
借 入 金	3,202,357	2,102,357	1,802,357	2,357	2,357	-
合 計	171,393,500	10,284,097	13,305,060	132,819	514,161	55,858

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。また、評価差額△559,976千円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	2,322,876	2,220,809	102,067
	地方債	314,390	300,000	14,390
	政府保証債	320,100	300,040	20,059
	社 債	1,003,210	999,420	3,789
	受益証券	207,200	200,000	7,200
	小 計	4,167,776	4,020,270	147,506
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	5,028,320	5,401,006	△372,686
	社 債	5,759,270	6,094,065	△334,795
	小 計	10,787,590	11,495,072	△707,482
合 計	14,955,366	15,515,343	△559,976	

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

令和3年度

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付引当金	372,975
退職給付費用	62,360
退職給付の支払額	△20,449
特定退職金共済制度への拠出金	△34,530
確定給付企業年金制度への拠出金	△4,926
期末における退職給付引当金	375,430

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	834,188
年金資産	△458,757
特定退職金共済制度	△351,599
確定給付企業年金制度	△107,158
退職給付引当金	375,430

④退職給付に関連する損益

(単位:千円)

勤務費用	62,360
退職給付費用	62,360

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金は11,195千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は116,114千円となっています。

令和4年度

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付引当金	375,430
退職給付費用	66,311
退職給付の支払額	△6,543
特定退職金共済制度への拠出金	△33,950
確定給付企業年金制度への拠出金	△4,790
期末における退職給付引当金	396,458

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	887,881
年金資産	△491,423
特定退職金共済制度	△379,740
確定給付企業年金制度	△111,682
退職給付引当金	396,458

④退職給付に関連する損益

(単位:千円)

勤務費用	66,311
退職給付費用	66,311

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金は11,039千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は98,491千円となっています。

令和3年度

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位:千円)

繰延税金資産		
退職給付引当金		104,369
賞与引当金		15,254
役員退職慰労引当金		7,183
特例業務負担金引当金		32,752
造成費に係る償却費		4,380
その他		21,847
繰延税金資産 小計		185,788
評価性引当額		△8,601
繰延税金資産 合計		177,187
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△439
繰延税金負債 合計		△439
繰延税金資産の純額		176,747

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.2%
評価性引当額の増減	△0.5%
住民税均等割額	0.1%
その他	0.0%
税効果適用後の法人税等負担率	25.6%

9. 収益認識に関する注記

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和4年度

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の内訳

(単位:千円)

繰延税金資産		
退職給付引当金		110,215
賞与引当金		14,980
役員退職慰労引当金		8,760
特例業務負担金引当金		28,864
固定資産減損損失		4,359
未払事業税等		9,615
その他有価証券評価差額金		155,673
その他		12,054
繰延税金資産 小計		344,523
評価性引当額		△164,572
繰延税金資産 合計		179,951

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4%
法人税額の特別控除	△0.3%
評価性引当額の増減	0.0%
住民税均等割額	0.1%
その他	△0.3%
税効果適用後の法人税等負担率	25.4%

9. 重要な後発事象に関する注記

当JAとJAあいち海部は、令和5年3月7日の各JAにおける臨時総会において合併の承認がされ、令和5年4月28日に令和6年7月1日を合併期日とする合併契約を締結しました。

10. 収益認識に関する注記

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	金額	
	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	682,024,130	679,132,211
(1) うち当期剰余金	455,802,213	428,601,356
(2) うち前期繰越剰余金	224,900,133	250,530,855
2. 剰余金処分額	431,493,275	434,214,554
(1) 任意積立金	420,000,000	422,763,758
(うち目的積立金)	(420,000,000)	(422,763,758)
(2) 出資配当金	11,493,275	11,450,796
3. 次期繰越剰余金	250,530,855	244,917,657

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

【令和3年度：5%】 【令和4年度：5%】

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位:千円)

種類	目的及び取崩基準	令和3年度		令和4年度	
		積立目標額	剰余金処分後積立額	積立目標額	剰余金処分後積立額
施設整備等積立金	施設の取得及び既存施設の修繕・整備・再編・処分等並びに情報システム開発・更新・利用・機器取得等の投資、また固定資産減損損失等の発生に備え積み立てを行う。取崩は投資年度より行うこととし、取得等の場合は自己資金相当額を最長5年にわたり均等に取り崩し、その他は費用相当額を発生年度に取り崩す。	1,800,000	1,600,000	2,000,000	1,800,000
リスク対策積立金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の減損、地震・台風等の大規模自然災害、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失の発生に備え積み立てを行い、多額の損失が発生した場合、相当額を取り崩す。	1,600,000	1,400,000	1,800,000	1,600,000
組合員・地域貢献活動積立金	組合員及び地域への貢献の活動・行事等に要する費用にあてるために積み立てを行い、必要な支出をした場合、相当額を取り崩す。	100,000	100,000	120,000	120,000
農業農村振興基金	農協法第10条第1項第1号及び13号の事業に要する費用にあてるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額を取り崩す。	200,000	200,000	200,000	200,000
研究開発基金	新規事業活動の育成のために行う調査研究、試験開発等に要する費用にあてるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額を取り崩す。	400,000	400,000	400,000	400,000
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積み立てを行い、法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取り崩す。		177,187		179,951

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用にあてるための繰越額が含まれています。

【令和3年度繰越額：23,000千円】 【令和4年度繰越額：22,000千円】

財務諸表の正確性等に係る確認

確 認 書

- ①私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- ②当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。
 - 重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和5年6月24日

海部東農業協同組合
代表理事組合長

大橋 義弘

会計監査人の監査

令和4年度および令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円、口、%、人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
貸出金	30,562	31,225	32,062	32,960	33,564	
有価証券	6,868	7,344	9,742	12,553	14,955	
貯金・定期積金	184,854	187,256	189,865	189,627	188,573	
信用	事業収益	1,548	1,545	1,430	1,404	1,449
	事業外収益	56	60	60	61	62
	経常収益	1,605	1,606	1,490	1,466	1,512
共済	事業収益	515	503	501	507	446
	事業外収益	25	27	23	26	26
	経常収益	540	531	525	533	472
農業関連	事業収益	418	421	419	404	402
	事業外収益	12	16	14	13	14
	経常収益	431	437	434	417	417
その他	事業収益	323	294	331	105	106
	事業外収益	5	11	7	11	9
	経常収益	328	306	338	116	116
合計	事業収益	2,805	2,765	2,682	2,421	2,405
	事業外収益	99	116	105	112	113
	経常収益	2,905	2,882	2,788	2,533	2,518
経常利益	501	534	541	613	575	
当期剰余金	364	381	400	455	428	
総資産額	216,920	222,177	219,861	218,010	212,848	
純資産額	14,569	14,852	15,237	15,473	15,327	
出資金額	232	233	232	231	229	
出資口数	2,329,036	2,339,045	2,327,285	2,316,217	2,299,290	
出資配当金	11	11	11	11	11	
単体自己資本比率	21.49	20.59	21.42	21.89	22.41	
職員数	144	143	146	141	136	

(注) 1. 当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。

- 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。
- 「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

利益及び利益率

(単位:百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増減
事業総利益	1,939	1,913	△25
事業粗利益	2,039	2,012	△26
事業粗利益率	0.92	0.92	△0.00
事業純益	601	488	△112
実質事業純益	675	564	△110
コア事業純益	675	564	△110
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	675	564	△110
経常利益	613	575	△37
当期剰余金	455	428	△27
総資産平均残高	221,146	218,732	△2,413
純資産勘定平均残高	15,020	15,462	442
総資産経常利益率	0.27	0.26	△0.01
純資産経常利益率	4.08	3.72	△0.36
総資産当期剰余金率	0.20	0.19	△0.01
純資産当期剰余金率	3.03	2.77	△0.26

(注) 事業粗利益 = 事業総利益 - 信用事業に係るその他経常収益 - 信用事業以外に係るその他の収益
+ 信用事業に係るその他経常費用 + 信用事業以外に係るその他の費用
+ 事業外収益の受取出資配当金 + 金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 総資産平均残高 × 100

事業純益 = 事業粗利益 - 事業管理費 - 一般貸倒引当金繰入額

実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益

コア事業純益
(投資信託解約損益除く。) = コア事業純益 - 投資信託解約損益

総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産平均残高 × 100

純資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期剰余金率 = 当期剰余金 ÷ 総資産平均残高 × 100

純資産当期剰余金率 = 当期剰余金 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

信用事業

信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

(単位:百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	1,313	1,331	17
資金運用収益	1,359	1,367	7
資金調達費用	46	36	△9
役務取引等収支	20	18	△1
役務取引等収益	33	31	△1
役務取引等費用	12	13	0
その他事業直接収支	—	—	—
その他事業直接収益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
その他経常収支	△42	△27	15
その他経常収益	11	50	39
その他経常費用	54	78	24
信用事業粗利益	1,279	1,271	△8
信用事業粗利益率	0.60	0.61	0.00

(注) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 ÷ 信用事業資金運用勘定平均残高 × 100

資金運用収支の内訳と利鞘

(単位:百万円、%)

項目	平均残高		利息		利回り	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	210,501	207,858	1,359	1,367	0.64	0.65
うち預金	166,430	160,027	927	870	0.55	0.54
うち貸出金	32,762	33,343	300	298	0.91	0.89
うち有価証券	11,309	14,487	80	102	0.71	0.70
資金調達勘定	202,344	199,622	46	36	0.02	0.01
うち貯金・定期積金	190,154	189,927	42	33	0.02	0.01
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	12,190	9,695	0	—	0.00	—
資金運用収支			1,313	1,331		
総資金利鞘					0.62	0.63

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達利回り

資金運用収支の増減

(単位:百万円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
資金運用勘定(運用利息)	△27	7
うち預金利息	△32	△57
うち貸出金利息	1	△1
うち有価証券利息	11	22
資金調達勘定(調達利息)	△23	△9
うち貯金・定期積金利息	△24	△8
うち譲渡性貯金利息	—	—
うち借入金利息	△0	△0
差引	△3	17

(注) 増減額は前年度対比です。

役務取引等収支の内訳

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
役務取引等収益	33	31	△1
受入為替手数料	15	14	△0
その他受入手数料	18	16	△1
その他の役務取引等収益	0	0	0
役務取引等費用	12	13	0
支払為替手数料	11	10	△0
その他支払手数料	1	1	0
その他の役務取引等費用	0	0	0
役務取引等収支	20	18	△1

その他事業直接収支の内訳

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
その他事業直接収益	—	—	—
うち国債等債券売却益	—	—	—
うち国債等債券償還益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
うち国債等債券売却損	—	—	—
うち国債等債券償還損	—	—	—
その他事業直接収支	—	—	—

貯 金

貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
当座性貯金	65,457(34.4)	71,010(37.3)	5,552
定期性貯金	124,639(65.5)	118,866(62.5)	△5,772
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
その他貯金	57(0.0)	50(0.0)	△7
合 計	190,154(100.0)	189,927(100.0)	△226

(注) 1. 当座性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

3. その他貯金 = 別段貯金 + 納税準備貯金 + 出資予約貯金

4. ()内は構成比です。

固定金利・変動金利別定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利定期貯金	120,313(99.9)	114,849(99.9)	△5,463
変動金利定期貯金	3(0.0)	3(0.0)	0
定 期 貯 金 計	120,317(100.0)	114,853(100.0)	△5,463

(注) 1. 固定金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

変動金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

2. ()内は構成比です。

貸 出 金 等

貸出種類別平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	— (—)	— (—)	—
証書貸付	31,953(97.5)	32,788(98.3)	834
当座貸越	117(0.3)	97(0.2)	△19
割引手形	— (—)	— (—)	—
金融機関貸付	690(2.1)	456(1.3)	△233
合 計	32,762(100.0)	33,343(100.0)	581

(注) ()内は構成比です。

固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	16,516(50.1)	15,419(45.9)	△1,097
変動金利貸出	16,443(49.8)	18,144(54.0)	1,701
合 計	32,960(100.0)	33,564(100.0)	603

(注) ()内は構成比です。

貸出金の担保別残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
物 的 担 保	2,921	2,669	△252
当組合貯金・定期積金担保	916	903	△12
有 価 証 券 担 保	—	—	—
不 動 産 担 保	2,005	1,765	△240
そ の 他 の 担 保	—	—	—
信用保証センター保証	28,554	29,846	1,292
農業信用基金協会保証	84	103	18
そ の 他 の 保 証	55	71	15
信 用	1,344	874	△470
合 計	32,960	33,564	603

(注) 物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

債務保証見返額の担保別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
物 的 担 保	—	—	—
当組合貯金・定期積金担保	—	—	—
有 価 証 券 担 保	—	—	—
不 動 産 担 保	—	—	—
そ の 他 の 担 保	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

貸出金の使途別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設備資金	30,895(93.7)	31,967(95.2)	1,072
運転資金	2,065(6.2)	1,597(4.7)	△468
合 計	32,960(100.0)	33,564(100.0)	603

(注) ()内は構成比です。

貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業 ・ 林 業	116(0.3)	138(0.4)	21
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	— (—)	— (—)	—
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 ・ 不 動 産 業	7,979(24.2)	7,927(23.6)	△52
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	85(0.2)	62(0.1)	△22
運 輸 ・ 通 信 業	— (—)	— (—)	—
金 融 ・ 保 険 業	467(1.4)	233(0.6)	△233
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	90(0.2)	97(0.2)	6
地 方 公 共 団 体	870(2.6)	634(1.8)	△235
非 営 利 法 人	— (—)	— (—)	—
そ の 他	23,350(70.8)	24,470(72.9)	1,120
合 計	32,960(100.0)	33,564(100.0)	603

(注) ()内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	109	129	19
穀 作	41	44	2
野 菜 ・ 園 芸	49	72	23
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	18	12	△6
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	109	129	19

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確ではない者、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	42	50	7
農業制度資金	67	78	11
農業近代化資金	53	66	13
その他制度資金	14	11	△2
合計	109	129	19

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)等が該当します。

農協法に基づく開示債権の状況及び
金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	—	—	—	—	
	令和4年度	—	—	—	—	
危険債権	令和3年度	37	6	16	15	
	令和4年度	58	6	38	14	
要管理債権	令和3年度	—	—	—	—	
	令和4年度	—	—	—	—	
	三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和3年度	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—
小計	令和3年度	37	6	16	15	
	令和4年度	58	6	38	14	
正常債権	令和3年度	32,934				
	令和4年度	33,517				
合計	令和3年度	32,972				
	令和4年度	33,575				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業与信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業与信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。

8. 引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貯貸率

(単位:%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
期末	17.38	17.79	0.41
期中平均	17.22	17.55	0.32

(注) 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率のことです。

貸倒引当金の増減額

(単位:百万円)

区分	令和3年度			令和4年度		
	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額
一般貸倒引当金	98	73	△24	73	75	1
個別貸倒引当金	15	15	△0	15	14	△0
合計	114	89	△25	89	90	1

(注) 貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
貸出金償却額	—	—	—

有価証券

有価証券平均残高

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
国債	6,094	7,094	1,000
地方債	300	300	△0
政府保証債	300	300	0
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	4,614	6,738	2,123
株式	—	—	—
その他	—	54	54
合計	11,309	14,487	3,178

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和3年度								
種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	116	—	112	—	6,220	—	6,450
地方債	—	—	106	—	105	110	—	322
政府保証債	—	—	—	—	—	333	—	333
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	602	403	101	2,781	1,557	—	5,446
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	719	509	213	2,887	8,222	—	12,553
令和4年度								
種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	15	100	110	—	—	7,124	—	7,351
地方債	—	—	105	104	—	105	—	314
政府保証債	—	—	—	—	—	320	—	320
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	1,402	594	784	2,375	1,605	—	6,762
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	207	—	—	207
合計	15	1,503	809	888	2,582	9,155	—	14,955

(注) 期間の定めのないものは、主として株式です。

貯証率

(単位:%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
期末	6.61	7.93	1.31
期中平均	5.94	7.62	1.68

(注) 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

有価証券等の時価情報

① 有価証券の時価情報

(単位:百万円)

保有区分	令和3年度			令和4年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
有価証券	12,551	12,553	1	15,515	14,955	△559
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	12,551	12,553	1	15,515	14,955	△559

(注) 1. 有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。

3. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しております。

4. デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引については、該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種類		令和3年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	25	132	27	136
	金額	25,622	37,677	22,787	37,827
代金取立為替	件数	0	0	—	—
	金額	0	0	—	—
雑為替	件数	0	0	0	0
	金額	132	137	127	92
合計	件数	26	133	27	136
	金額	25,755	37,815	22,915	37,920

共 済 事 業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終 身 共 済	1,941	68,385	1,156	64,539
	定 期 生 命 共 済	130	560	213	673
	養 老 生 命 共 済	332	26,230	271	23,725
	うち こども共済	284	8,061	245	7,686
	医 療 共 済	349	2,434	57	2,274
	が ん 共 済	—	266	—	258
	定 期 医 療 共 済	—	227	—	209
	介 護 共 済	361	2,877	172	2,987
	年 金 共 済	—	43	—	43
建物系	建 物 更 生 共 済	29,594	216,762	20,019	214,263
合 計		32,710	317,787	21,889	308,973

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位:万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		2	2,028	2	1,854
		8,662	10,509	4,142	15,173
が ん 共 済		12	777	2	761
定 期 医 療 共 済		—	114	—	108
合 計		14	2,920	5	2,724
		8,662	10,509	4,142	15,173

(注) 医療共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を表示しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		40,281	355,099	21,128	368,746
認 知 症 共 済		—	—	5,430	5,430
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		12,800	39,600	2,000	39,300
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		1,340	5,410	660	5,680
特 定 重 度 疾 病 共 済		17,110	35,930	6,150	39,810

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	104	2,540	86	2,503
年金開始後	—	1,360	—	1,247
合 計	104	3,900	86	3,751

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	11,826	9	11,489	8
自 動 車 共 済		272		270
傷 害 共 済	5,330	3	7,814	3
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	8	0	6	0
賠償責任共済		0		0
自 賠 責 共 済		24		21
合 計		310		305

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

共済契約者数及び被共済者数

(単位：人)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	新 規	保 有	新 規	保 有	
共済契約者数	生 命 共 済	136	9,289	87	9,158
	年 金 共 済	35	3,857	30	3,779
	建 物 更 生 共 済	45	6,992	40	6,839
	自 動 車 共 済	128	3,929	130	3,896
	総 数	344	16,860	287	16,532
被共済者数	生 命 共 済	258	10,566	170	10,427
	年 金 共 済	45	3,891	30	3,810
	生命系共済合計	303	12,355	200	12,165

(注) 共済契約者数・被共済者数は、JA単位で名寄せ集計(漢字氏名及び生年月日)した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数・被共済者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

農業関連事業

購買品（生産資材）取扱実績

（単位：百万円）

種類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
肥料	110	128
飼料	0	0
農機具	33	12
農薬	101	100
園芸	18	17
畜産	0	0
種苗	14	15
その他	9	10
合計	287	286

販売品取扱実績

（単位：百万円）

種類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
米	160	187
麦・豆・雑穀	1	2
野菜	183	143
果実	10	8
産直品	47	43
その他農畜産物	0	0
合計	404	385

保管事業取扱実績

（単位：百万円）

項目		令和3年度	令和4年度
収益	保管料	4	5
	荷役料	1	1
	計	5	6
費用	その他の費用	—	—
	計	—	—

利用事業取扱実績

（単位：百万円）

種類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
育苗事業	25	22
ライセンスセンター事業	48	48
農作業受託事業	27	25
合計	100	95

生活その他事業

購買品（生活物資）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
食 料 品	21	21
生 活 用 品	0	0
電気製品耐久資材	142	148
衛 生 資 材	19	14
L P ガ ス	38	37
そ の 他	54	45
合 計	275	267

宅地等供給事業

（単位：百万円）

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	仲介斡旋手数料	4	10
	宅地等受入手数料	11	11
	資産管理雑収入	2	1
	開発受取特別配当金	0	0
	計	18	23
費 用	宅地等支払手数料	7	7
	資産管理雑費	0	0
	計	7	7

指 導 事 業

指導事業

(単位：百万円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 入	円滑化事業受取賃借料	5	5
	円滑化事業手数料	0	0
	指 導 補 助 金	2	2
	指 導 実 費 収 入	1	1
	指 導 雑 収 入	5	5
	計	15	15
支 出	円滑化事業支払賃貸料	5	5
	営 農 改 善 費	1	1
	生 活 文 化 改 善 費	1	1
	教 育 情 報 費	5	5
	組 織 育 成 費	6	7
	農 政 対 策 費	0	0
	指 導 雑 費	5	5
	計	25	26

自己資本の充実の状況

① 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	15,460	15,876
うち、出資金及び資本準備金の額	231	229
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	15,240	15,658
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	73	75
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	73	75
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,534	15,952
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	6
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6	6
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	15,527	15,945
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	67,211	67,433
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△702	△350
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	702	350
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,721	3,694
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	70,932	71,128
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	21.89	22.41

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあつては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	407	—	—	490	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,455	—	—	7,629	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,171	—	—	935	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	300	—	—	300	—	—
地方三公社向け	100	0	—	100	0	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	169,219	33,843	1,353	161,208	32,241	1,289
法人等向け	5,457	2,660	106	6,948	3,376	135
中小企業等向け及び個人向け	549	314	12	593	336	13
抵当権付住宅ローン	29,283	10,058	402	29,627	10,198	407
不動産取得等事業向け	70	70	2	65	65	2
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	21	4	0	23	4	0
信用保証協会等保証付	84	8	0	103	10	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	60	60	2	60	60	2
(うち出資等のエクスポージャー)	60	60	2	60	60	2
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,153	20,892	835	11,881	21,488	859
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	6,588	16,470	658	6,587	16,469	658
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	179	449	17	100	252	10
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,385	3,972	158	5,192	4,765	190
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	200	2	0
(うちルックスルー方式)	—	—	—	200	2	0
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		702	28		350	14
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	224,335	67,211	2,688	220,169	67,433	2,697
CVAリスク相当額÷8%		—	—		—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	224,335	67,211	2,688	220,169	67,433	2,697
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%
	3,721	148	148	3,694	147	147
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%
	70,932	2,837	2,837	71,128	2,845	2,845

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
6. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
7. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
8. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
9. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{（オペレーショナル・リスク相当額を 8\% で除して得た額の算出方法（基礎的手法））}}{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近 3 年間の合計額}} \div 8\% \\ \text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	224,335	39,216	12,572	—	0	219,969	40,134	15,340	—	0
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	224,335	39,216	12,572	—	0	219,969	40,134	15,340	—	0
法人	農業	35	35	—	—	—	28	28	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	200	—	200	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,009	—	3,009	—	—	3,509	—	3,509	—	—
	運輸・通信業	2,206	—	2,206	—	—	2,498	—	2,498	—	—
	金融・保険業	163,865	468	400	—	—	155,608	233	800	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	243	42	200	—	—	440	39	400	—	—
	日本国政府・地方公共団体	7,626	870	6,756	—	—	8,565	634	7,930	—	—
	上記以外	6,243	6,243	—	—	—	6,558	6,558	—	—	—
個人	31,556	31,556	—	—	—	32,639	32,639	—	—	—	
その他	9,549	—	—	—	—	9,921	—	—	—	—	
業種別残高計	224,335	39,216	12,572	—	—	219,969	40,134	15,340	—	—	
残存期間別	1年以下	163,058	82	—	—	—	154,513	247	15	—	—
	1年超3年以下	1,394	676	718	—	—	2,198	395	1,530	—	—
	3年超5年以下	1,130	629	501	—	—	1,285	480	804	—	—
	5年超7年以下	662	458	204	—	—	1,420	517	902	—	—
	7年超10年以下	4,303	1,398	2,905	—	—	3,829	1,334	2,495	—	—
	10年超	37,881	29,637	8,243	—	—	40,098	30,480	9,618	—	—
	期限の定めのないもの	15,905	6,334	—	—	—	16,622	6,677	—	—	—
残存期間別残高計	224,335	39,216	12,572	—	—	219,969	40,134	15,340	—	—	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	98	73	—	98	73	73	75	—	73	75
個別貸倒引当金	15	15	—	15	15	15	14	0	15	14

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度							令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	15	15	—	15	15	—	15	14	0	15	15	—	
業 種 別 計	15	15	—	15	15	—	15	14	0	15	15	—	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウエイト0%	—	9,543	9,543	—	10,535	10,535
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	83	83	—	101	101
	リスク・ウエイト20%	200	169,240	169,441	300	161,231	161,532
	リスク・ウエイト35%	—	28,748	28,748	—	29,149	29,149
	リスク・ウエイト50%	5,214	0	5,214	6,607	—	6,607
	リスク・ウエイト75%	—	419	419	—	448	448
	リスク・ウエイト100%	—	4,584	4,584	—	5,138	5,138
	リスク・ウエイト150%	—	0	0	—	0	0
	リスク・ウエイト250%	—	6,299	6,299	—	6,454	6,454
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト1250%	—	—	—	—	—	—	
計	5,415	218,920	224,335	6,908	213,061	219,969	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャー等リスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用する等信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	300	—	—	300	—
地 方 三 公 社 向 け	—	100	—	—	100	—
金 融 機 関 及 び 第 一 種 金 融 商 品 取 引 業 者 向 け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	0	—	—	3	—	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	0	—	—	1	—	—
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	1	—	—	1	—	—
合 計	3	401	—	6	401	—

(注) 1. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及びポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	6,180	6,180	6,414	6,414
合計	6,180	6,180	6,414	6,414

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	200
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告に係る事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析等を行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期毎にIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金、有価証券(ファンド以外)の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,310	1,443	—	0
2	下方パラレルシフト	—	—	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,575	1,619		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	1,575	1,619	0	0
		前期末		当期末	
8	自 己 資 本 の 額	15,527		15,945	

(注) 1. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。



海部東農業協同組合

本店	TEL(0567)23-7311(代)	FAX(0567)23-7355
ローンセンター	TEL(0567)23-7312(代)	FAX(0567)24-4848
営農センター	TEL(0567)23-7322(代)	FAX(0567)23-7378
資産管理課	TEL(0567)23-7333(代)	FAX(0567)23-7366
グリーンプラザ	TEL(0567)23-7380(代)	FAX(0567)23-7381
海部東ライスセンター	TEL(0567)23-7376	
美和ライスセンター	TEL(052)443-0404	

(各ライスセンターの電話対応は、10月～11月中旬までとなっております。つながらない場合は営農センターまでご連絡下さい。)

神守支店	TEL(0567)24-2121(代)	FAX(0567)24-4834
七宝支店	TEL(052)444-2621(代)	FAX(052)442-8940
伊福支店	TEL(052)441-0121(代)	FAX(052)441-8430
美和支店	TEL(052)444-1721(代)	FAX(052)443-0130
甚目寺支店	TEL(052)444-0046(代)	FAX(052)442-9666
大治支店	TEL(052)444-2521(代)	FAX(052)443-4080

[ホームページアドレス] <https://www.ja-amahigashi.or.jp>